

# 『日本靈異記』における三つの衢―下巻第二十二縁・第二十三縁を中心に―

嶋田 優花

## 一、はじめに

『日本靈異記』は平安時代初期に薬師寺の僧景戒によって編纂された仏教説話集である。『日本靈異記』には仏教にまつわる様々な説話が記載されているが、主人公が死んで冥界へ赴き、そこから蘇るに至った事情及び冥界における体験が細かく記されている蘇生説話が複数存在している。その中の下巻第二十二縁と第二十三縁では、主人公が地獄に行く過程で境界とされる坂や橋を渡る。すると、渡った先には「三つの衢」があり、「王」にその中の一つの道を示され、その道を歩くことで地獄へ至る。なお「衢」とは、「ちまた。よつまた。辻。みち。道路。えだ。また。わか

れみち。」の意があるとしている。<sup>(注一)</sup>

先行研究では『冥祥記』と『太子瑞応本起経』を取り上げて、「冥界での進むべき道を指示する武人」と「三岐路」の描写が『日本靈異記』に影響をもたらしていると指摘し

ている。しかし、『日本靈異記』の「三つの衢」には、『冥祥記』の三岐路(衢)に見られない、それぞれ三種類の異なった道の性質が描かれている。ただし、先行研究ではそれらの違いについて詳しい検討はされていないように思われる。

本稿では、下巻第二十二縁と第二十三縁における「三つの衢」の中の異なった三種類の道について、その道の違いに焦点を当て、中国仏教説話である『冥祥記』との比較を行い、『日本靈異記』における「三つの衢」の性質について考察する。

## 二、『日本靈異記』における「三つの衢」

まず、本文として下巻第二十二縁と第二十三縁を載せる。<sup>(注二)</sup>

### A 下巻第二十二縁

他田舎人蝦夷は、信濃国小県郡跡目の里の人なりき。

多く財宝に富み、錢・稻を出拵せり。蝦夷、法花經を二遍写し奉り、遍毎に会を設けて、講読すること既に了りぬ。後復思議し、猶し心に足らずして、更に敬みて繕写せり。唯し未だ供養せざりき。(中略)「使四人有りき。副ひて将往かむと告ぐ。広野あり、次に卒シキ坂有りき。坂の上に登りて、觀れば大きな觀有り。是に峙ちて前の路を視れば、數の人多に有りて、箒を以て路を掃ひて言はく、『法花經を写し奉りし人、此の路より往くが故に、我等掃ひ淨む』といふ。即ち至れば待ち礼す。前に深き河有り。広さ一町許なり。其の河に椅を度せり。數の人衆有りき。其の椅を修理して言はく、『法花を写し奉りし人、此の椅より度るが故に、我修理す』といふ。到れば便ち待ちて礼す。椅の彼方に到れば、黄金の宮有りて、其の宮に王有せり。椅の本に三つの衢有り。一つの道は広く平に、一つの道は草小し生ひ、一つの道は藪を以て塞がる。蝦夷を其の衢に立てて、一人宮に入りて曰さく、『召しつ』とまうす。王見て言はく、『此は法花經を写し奉りし人なり』とのたまひて、即ち草小し生ひたる道を示して言はく、『此の道より将来む』とのたまふ。四人副ひて熱き鉄の柱の所に至りて、彼の柱を抱かしむ。鉄を編ミテ熱く焼き、背に著けて押す。三日夜歴て、銅の柱を抱かしむ。銅を編みて甚だ熱し。背に著けて押

## B

### 下巻第二十三縁

又三日逕るに、極めて熱きこと燭の如し。鉄・銅熱しと雖も、熱きに非ず、安きに非ず。編める鉄重しと雖も、重きに非ず、軽きに非ず。悪業の引く所、唯し抱き荷はむと欲ふ。合ら六日歴て乃ち出づ。(中略)『我、法華經を三部写し奉る。唯一部は未だ供養せず』といふ。札を三枚出すに、二枚は金の札なり。一枚は鉄の札なり。亦斤二枝を出すに、一枝は重く稻を一把倍す。一枝は軽く稻を一把減す。時に僧言はく、『札を扱ふれば、実に汝が曰ひしが如し。敬みて三部の法花大乘を写しまつれり。大乘を写したりと雖も、重き罪を作れり。所似は何に。汝斤を二つ用ゐて、出拵する時には、軽き斤を用ゐ、微り納るる日には、重き斤を用ゐしが故に、汝を召しつらくのみ。今は忽に還れ』といふ。還り来れば、前の如く多の人箒を以て道を掃ひ、椅を作りて言はく、『法花經を写し奉りし人、閻羅王の宮より還り来る』といふ。彼の椅を度り畢りて、纔見れば甦きて還れり』といふ。(以下略)

大伴連忍勝は、信濃国小県郡嬢の里の人なりき。大伴連等、心を同じくして、其の里の中に堂を作り、氏の寺とせり。忍勝、大般若經を写さむと欲ひしが爲に、願を發して物を集め、鬢髮を剃除し、袈裟を着、戒を

受け、道を修し、彼の堂に常住せり。(中略)「召の使五人、共に副ひて疾く往きき。往く道の頭に甚だ峻シキ坂有りき。坂の上に登りて、躊躇ヒテ見れば、三つの大きな道有りき。一つの道は平に広く、一つの道は草生い荒れ、一つの道は藪を以て塞る。衢の中に王有す。使白して言はく、『召しつ』とまうす。王、平なる道を示して言はく、『是の道より将よ』とのたまふ。王の使衛り往く。道の末に大きな釜有り。釜の湯の気焰の如し。涌沸くこと波の如し。吼え鳴ること雷の如し。即ち生きながら忍勝を取りて、井ト彼の釜に投ぐ。釜冷え破れ裂けて、四つと成りて破れぬ。(中略)「我、善を作さず。唯大般若經六百卷を写さむと欲ひしが故に、先より願を發して、未だ書き写さず」といふ。時に三つの鉄の札を出して、投ふるに白すが如し。僧、告げて言はく、『汝、実に願を發し、家を出でて道を修す。是の善有りと雖も、多に住める堂の物を用ゐるしが故に、汝の身を摧けり。今還りて願を畢へ、後に堂の物を償へ』といふ。繰放たれて、還り来て、三つの大きな衢を過ぎ、坂よりして下る。即ち見れば、甍返りぬ。(以下略)

(※傍線部：衢の描写)

次に、『日本靈異記』内の「衢」は、下巻第二十二縁と

第二十三縁以外に二例ある。以下該当する箇所を載せる。

#### C 上巻第一縁

栖輕勅を奉りて宮より罷り出づ。緋の縵を額に著け、赤き幡竿を擎ゲテ、馬に乗り、阿倍の山田の前の道と豊浦寺の前の路とより走り往きぬ。輕の諸越の衢に至り、叫囁びて請けて言さく、「天の鳴電神、天皇請け呼び奉る云々」とまうす。(以下略)

#### D 上巻第三縁

明くる日、彼の鬼の血を尋ね求めて往けば、其の寺の悪しき奴を埋め立てし衢に至る。即ち知りぬ、彼の悪しき奴の靈鬼なりけりといふことを。(以下略)

上巻第一縁と第三縁でみられる「衢」は、辻である。それら二つの説話を具体的にみると、上巻第一縁では天皇の命により天の鳴電神を呼ぶ場所となり、第三縁では靈鬼となつてしまった悪い奴を埋め立てた場所として描かれている。共に一般的な道路としての「衢」という役割だけではなく、上巻第一縁と第三縁の説話において特別な意味合いを持つ道のことを「衢」としているように思われる。

なお、私見によると「衢」という文字は、上代文学に十六例みられる。『古事記』には二例、『日本書紀』には七

例、『万葉集』には六例、『風土記』には一例みられる。そのうちの人名や神名を除き、ほとんどの「衢」が一般的な道路として扱われているように思われる。しかし、例外として、『日本書紀』（景行四十年秋七月癸未朔戊戌条）は『日本書紀』の上巻第三縁に類似しており、「各封塚を食りて並に相盜略む。亦山に邪神有り、郊に姦鬼有り。衢に遮り、徑を塞ぎ、多に人を苦しびしむ。」と記されていて、「衢」に邪鬼がいる描写がみられる。また、『万葉集』の卷十一・二五〇六番歌に「言霊の 八十の衢に 夕占問ふ 占正に告る 妹相寄らむ」とあり、卷十六・三八一二番歌に「卜部をも 八十の衢も 占問へど 君を相見む たどき知らずも」とあるように、「八十の衢」という表現があり、日暮れの辻に立つて人の言葉聞き、それによって神意を占う際に立つ辻とされている。これらは特別な意味合いを含んでいる「衢」であると考えても良いだろう。

つまり、上代文学において複数ある「衢」のうち、ほとんどが一般的な道路を指す「衢」として扱っているのである。それに対して、『日本書紀』では「衢」が書かれている説話全てにおいて、「衢」の特殊性が現れている。そこで、本稿ではその中でも蘇生説話である下巻第二十二縁と第二十三縁に登場する「三つの衢」の性質について考察していく。

次に、『日本書紀』の各注釈書において、下巻第

二十二縁と第二十三縁の「三つの衢」についてどのような注を付けているか確認していく。松浦貞俊氏は、二つの説話は「全く似た説話である。物語発生の所も、冥界の三衢のさまも、善悪の報を閲して写経の徳の故に甦生する点も同じである」と述べ、第二十二縁の「蝦夷は三衢で草小しく生ひたる路を指示された」とあるが、第二十三縁では「平な路より往く」として、二つの説話の中で「三つの衢」から選ばれた道が異なることを指摘するも、それに留まらず（注五）出雲路修氏は、『冥祥記』や『太子瑞応本起経』の衢の描写に関して、「いずれも武人が登場し、進むべき道を指示している」ことを指摘している。小泉道氏や中田祝夫氏は、「三つの衢」が「上等、中等、下等の三種類の道の意」であると指摘している。また、中田氏は第二十二縁において、「蝦夷は善行もあるが、悪事もあったので、中等の道を行く」ことになったと述べているが、第二十三縁の忍勝も悪事は行っていることを指摘していない。蝦夷も忍勝も、共に善行と悪事を行ったのにも関わらず、通る道の軽重が異なるのは何故か、検討する必要があるように思われる。

そこで、下巻第二十二縁と第二十三縁の「三つの衢」について仏道に励む度合いや責め苦の描写を比較し、検討していくこととする。

まず、第二十二縁の蝦夷は「草小し生ひたる道」を行く

ことになる。蝦夷の仏道に励む度合いは、法華經を二度書き写し、その度に法会を催し、講読し、二度目の法会も済んでいたことは善行である。満足しなかつたので更に慎んで清書をしたことは善行とみえるが、未だ供養をしていなかった点は悪行になる。真心を込めて三部の法華經を写したことは善行となるが、その内の一部は供養していなかつたことは悪行とされる。また、財産豊かであり錢や稻を貸して多くの利息を取っていたことや、二つのはかりを用いて人に貸す時には軽いばかりを用い徴収する時には重いばかりを用いた点は悪行になる。蝦夷の責め苦の描写は、熱い鉄の柱の所に行き、その柱を抱かせた。鉄を編んで熱く焼き、背中に押しつけた。三日三晩の後、次に銅の柱を抱かせた。銅を編んだもので大変熱い。これをも背中に押しつけた。鉄、銅は熱いといつても、耐えられない熱さではないが、そうかといつて楽でもない。編んだ鉄は重いが、これも耐えられない重さではなく、そうかといつて軽いものでもない。生前の悪行によるため、ただ自然と鉄や銅を抱き、負おうという気になり、六日を経て出たと記されている。

次に、第二十三縁の忍勝は、「平なる道」を行くことになる。忍勝の仏道に励む度合いは、里にお堂を作り、一族の氏寺としたことや、大般若經を書き写そうと志して願を起こし、書き写しに必要な物などを集めたりしたことは善

行となる。そして、家を出て、髭や髪を剃って僧衣を着たことや、受戒して仏の戒めを守り、仏道を修めて、お堂に住んでいたことも同じく善行となる。大般若經六百卷を写そうと思つて以前から願を立てていたことは善行とされるが、書き写していないという点では悪行の部類に入る。住んでいた堂の物品を勝手にたくさん消費したという描写や寺の物を勝手に使用したという描写からも、悪行を行っていたことがわかる。忍勝の責め苦の描写は、道の突き当たりに大きな釜があり、その釜の湯気は炎のように立ちこめている。湯の湧き上がる様は大波の如く、煮えたぎる音は雷のようであつた。生身の忍勝を捕まえ、その釜の中に投げ込むと、釜は冷えて四つに割れたと記されている。

仏道に励む度合いについて、第二十二縁の蝦夷は法華經を書き写したり、法会を行つて購読していたりと、仏教を信仰している描写がある。また、第二十三縁の忍勝は「家を出て、髭や髪を剃り、僧衣を着て、受戒して仏の戒めを守り、仏道を修めて、お堂に住んでいた」ことから、出家していることがわかる。つまり、第二十二縁の蝦夷は仏教を信仰している描写はあるが出家をしておらず、第二十三縁での忍勝は出家をしているという違いがみられる。悪事については、蝦夷は他者を欺き、忍勝は自らが作つた寺の物を盗むという若干の違いはみられるものの、両説話とも悪事を行つていくことがわかる。

責め苦の描写について、第二十二縁の蝦夷は「草小し生ひたる道」という中等の道を進み、その先で熱い鉄の柱と銅の柱を抱く責め苦を受けている。ここで、蝦夷が柱を抱く際に心情として書かれている「悪業の引く所、唯し抱き荷はむと欲ふ」の描写に注目したい。「耐えられない熱さ

ではないが、そうかといつて楽でもない」状態で柱を自然と抱くことになる。自身の招いた悪事のために、自ら柱を抱きたいと責め苦を欲する。これは、蝦夷が仏教を信仰している、悪事を行っていたことを自身の中で悔いたために起こった欲望であり、本能的な行為として描かれているように思われる。第二十二縁の蝦夷のように、責め苦を自ら欲するという描写は、この説話以外だと中巻の第七縁にかみられない。中巻第七縁で地獄を訪れた智光は仏教を信仰していた僧であり、蝦夷も智光も共に仏教を信仰する者であったが故に、自らが受けることになった責め苦は自身が悪事を働いた結果であると受け入れ、欲する描写が描かれたのだろう。更に、「耐えられない熱さではないが、そうかといつて楽でもない」という中途半端な状態の責め苦の描写は、「三つの衝」の道のうち「草小し生ひたる道」を進んで行く際の一つの要因であると捉えることもできるのではないか。それに比べて、第二十三縁の忍勝は「平なる道」という上等の道を進み、釜茹での責め苦を受けることになるが、その責め苦を回避して責め苦を受けずに済ん

でいる。責め苦を回避する描写は下巻の第二十三縁以外にはみられないため、かなり特殊な記述だと捉えることができる。それは、「三つの衝」の道のうち、「平なる道」である上等の道を進んで行ったことが関係していると考えることができよう。

『日本霊異記』の下巻第二十二縁と第二十三縁にみられる「三つの衝」は、出家をしているか否かといった仏道に励む度合いが異なっていることや責め苦の描写に異なった様子が見られることが、「三つの衝」の道の中の、どの道を進んでいくかという分岐に影響がでていると考えられるのではないだろうか。それらの違いがあるが故に、第二十二縁の蝦夷は「草小し生ひたる道」を、第二十三縁の忍勝は「平なる道」を、それぞれ進んでいくことになるのである。

ここで、何故「三つの衝」のそれぞれの道について、その描写が異なっているのかという疑問が生じる。そこで、先行研究にて取り上げられた中国仏教説話である『冥祥記』と比較し、考察する。

### 三、『日本霊異記』と『冥祥記』

出雲路氏は、中巻第七縁の「神人」の存在が冥界において重要な役割を果たしていると述べている。<sup>16)</sup>そこに登場する「神人」が「身著<sup>17)</sup> 鈿鍪、額著<sup>18)</sup> 緋纒」という武人の

姿で描かれており、「即指北方」曰、「從此道將往」と冥界での進むべき道を指示している行動がみられることから、下巻第二十二縁と第二十三縁における「王」と類似していると指摘している。更に、「冥界での進むべき道を指示する武人の伝承と、冥界の三岐路の伝承とを、ともに含む説話が、王琰《冥祥記》にみえる」と述べ、『冥祥記』の僧規と慧達の説話を挙げてゐる。以下、『冥祥記』の僧規と慧達の説話を挙げる。なお、冥界での進むべき道を指示する武人の伝承を傍線部①、冥界の三岐路の伝承を傍線部②として加えた。

a 僧規

宋沙門僧規者、武當寺僧也。(中略)行至一山、都無草木、土色堅黑、有類石鐵。山側左右、白骨填積。山數十里、至<sup>②</sup>三岐路。①有一人甚長壯、被鎧執仗、問五人、有幾人來。答曰。政一人耳。五人又將規入一道中。(中略)汝生世時有何罪福、依實說之、勿妄言也。規惶怖未答。赤衣人如局吏云、可開簿檢其罪福也。有頃吏至長木下、提一匱土、懸鐵梁上稱之、如覺低昂。吏謂規曰、此稱量罪福之秤也。(中略)可更爲此人稱之、既是佛弟子、幸可度脫。吏乃復上匱稱之、秤乃正平。(中略)監官曰、殺鬼何以濫將人來。(中略)帝曰、汝是沙門、何不勤業、而爲小鬼橫收捕也。(以下略)

b 慧達

晋沙門慧達、姓劉、名薩荷、西河離石人也。未出家時、長於軍旅、不聞佛法、尚氣武、好畋獵。(中略)行路轉高、稍得<sup>②</sup>平衢、兩邊列樹。①見有一人執弓帶劍、當衢而立、指語兩人、將荷西行。(中略)荷便自識宿命、知兩沙門往維衛佛時、並其師也。作沙彌時、以犯俗罪、不得受戒。(中略)荷臨辭去、謂曰、汝應歷劫備受罪報。以嘗聞經法、生歡喜心。今當見受輕報、一過便免。汝得濟活、可作沙門。(中略)有人執筆、北面而立。謂荷曰、在襄陽時、何故殺鹿。(中略)所乘黑馬、並皆能言。悉證荷殺鹿年月時日。荷懼然無對。須臾有人以叉又之、投鑊湯中。自視四體、潰然爛碎。有風吹身、聚小岸邊、忽然不覺、還復全形。執筆者復問、汝又射雉、亦嘗殺鴈。言已又投鑊湯、如前爛法。受此報已、乃遣荷去。入一大城、有人居焉。謂荷曰、汝受輕罪、又得還生、是福力所扶。(以下略)

出雲路氏は、僧規の「三岐路」及び慧達の「衢」の表記と、僧規や慧達をその「衢」から先へ行くように指示する「甚長壯」の人と「執弓帶劍」なる人の存在が、『日本靈異記』の中巻第七縁と下巻第二十二縁・二十三縁を結びつけていて、中巻第七縁の「神人」の立っていた場所も冥界の三岐路の分岐点であるうと述べている。

中巻第七縁との関連性は本稿の主旨と少々異なるため言及は避けるが、出雲路氏の研究から、『日本靈異記』下巻第二十二縁と第二十三縁にみられる「三つの衛」と、その衛の道のうちどこを通らせるか指示する「王」の存在は、『冥祥記』の僧規と慧達の説話と関連していると捉えられる。また、出雲路氏は、「僧規の説話に『行至一山』とみえ、慧達の説話に『行路転高』とみえるのは、下巻二二縁の「卒しき坂」、下巻二三縁の「甚だ峻しき坂」との関連をうかがわせる。」とも述べていて、境界についての関連性も指摘している。しかし、仏道に励む度合いや責め苦についての記述に関して触れていないため、僧規と慧達の説話に描かれる仏道に励む度合いや責め苦の描写と、『日本靈異記』下巻第二十二縁と第二十三縁の描写を比較する。

まず、僧規は鎧をまとい武器を持つている一人の偉丈夫がいる「三岐路」に着き、そのうちの一つの道を進むことになる。仏道に励む度合いとしては、僧規が武当寺の僧であったことは善行である。しかし、僧規は僧であったものの、修行に努めてはいなかった点は悪行となる。責め苦の描写は、人違いのため僧規の説話にはない。

次に、慧達は弓を持ち剣を帯びている一人の人に示されて「平衡」の一つの道を行く。仏道に励む度合いとして、慧達は久しく軍隊生活を送り、仏法に耳を傾けず武辺立をたつとび狩猟を好んだことや、鹿と雁を殺して雉を射たこ

とがあつたことは悪行となる。罪報を受けるべき身であったが、かつて経法を聞いて歓喜の心を生じたことがあつたため、軽い報いを受けて自由になれた。責め苦の描写として、まず鹿を殺した罪として、又で彼を突き刺して釜の煮え湯の中へ投げ込まれて、ぐちゃぐちゃに爛れ砕けた。次に雉を射て雁を殺した罪として、同じように又でもって釜の湯に投げ込まれて煮殺された。しかし、前世の福縁（過去に沙弥であつたこと）のために軽い罰だけで済み、生き返ることができたと記されている。

以上のことから、僧規は出家している身であつたということがわかるが、僧の身でありながら修行に努めず、そのために間違つて地獄に呼ばれてしまったと記されている。しかし、間違いであつたため最終的に責め苦を受けることなく帰還している。この点は、責め苦を受けることになつたものの、回避することになつた第二十三縁の忍勝と類似していると思われる。慧達について、経法を聞いて歓喜の心を生じたことがあつたために、軽い報いを受けて自由になれたという描写は、「前世の福縁」があることと関係があるともて良いだろう。だが、慧達自身は僧でないという点や、責め苦を受けたという点は第二十二縁の蝦夷と近いものを感じる。「釜の煮え湯の中」に投げ込まれるという責め苦の描写自体は、下巻第二十三縁の忍勝の責め苦と重なつてみえる。更に、斤を用いる描写が第二十二縁にあり、



斤は用いていないが第二十二縁と同じく、札を用いて罪の重さを量っている様子が第二十三縁に描かれている。そして『冥祥記』の僧規の説話にも、秤を用いて善悪の軽重を量る描写がみられる。

このように、『冥祥記』の僧規と慧達の説話において描かれている仏道に励む度合いや責め苦の描写は、『日本靈異記』下巻第二十二縁と第二十三縁の描写と類似していることがわかる。

最後に、これまで述べてきた仏道に励む度合いや責め苦の描写に注目しながら、『日本靈異記』の「三つの衢」の異なった三種の道について、それぞれの道の性質の違いを『冥祥記』の石長和と程道慧の説話を用いて考察を試みたい。

### c 石長和

趙石長和者、趙國高人也。(略) 而道之兩邊棘刺森然、皆如鷹爪。見人甚衆、群走棘中、身體傷裂、地皆流血。見和獨行平道、俱歎息曰、佛子獨行大道中。(中略) 長和曰、不食魚肉、酒不經口、恒轉尊經、救諸疾痛。(中略) 語久之間、閣上人問都錄主者、審案石君名録、勿謬濫也。主者案録云、餘三十年命在。(以下略)

### d 程道慧

程道慧、字文和、武昌人也。世奉五斗米道、不信有佛。(中略) 道路修平、而兩邊棘刺森然、略不容足。驅諸罪人、馳走其中、肉隨著刺、號呻啞耳。見慧行在平路、皆歎羨曰、佛弟子行路復勝人也。慧曰、我不奉法。其人笑曰、君忘之耳。慧因自憶先身奉佛、已經五生五死、忘失本志。今生在世、幼遇惡人、未達邪正、乃惑邪道。(中略) 命慧就坐、謝曰、小鬼謬濫、枉相録來。亦由君忘失宿命、不知奉大正法教也。(中略) 其餘經見、與趙泰屑荷大抵相同。不復具載。(以下略)

(※傍線部：道の描写)

まず、石長和は棘刺が密生している中にある「平道」を歩いていくことになる。仏道に励む度合いとして、まず石長和は仏弟子であることが挙げられる。そして、魚肉を食べず、酒をたしなまず、常に經文を読んで、もろもろの苦患を救っていたことから、善行のみ行ってきたことがわかる。責め苦の描写はなく、三十年の命が残っているとあり、この場合、寿命で訪れたと考えられるが、三十年の命が残っているということは人違いであったと考えられるだろう。

次に、程道慧は棘刺がびっしりと並んでいる中にある「平路」を進むことになる。仏道に励む度合いとして、程道慧は代々五斗米道を信じ、仏のあることは信じていなかった

とあり、仏道には全く励んでいなかったことがわかる。しかし、先世で仏に帰依していたことを思い出すこととなる。すでに五回の生死を経て本志を忘れてしまい、今の世に生まれてからは幼くして悪人に遇い、邪正をわきまえずに邪道に迷い込んでしまったと記されている。責め苦の描写はなく、間違えから無実の程道慧を檢束してしまつたとしている。だが、程道慧が間違われた理由としては、程道慧が過去世の機縁を忘れてしまつて大正法(仏法)に帰依することをわきまえなかつたためであるとしている。

ここで、同じ『冥祥記』の中の説話どうしを比較しているかと思う。仏道に励む度合いとしては、石長和は仏弟子であることから出家しているものとする、僧規と立場が同じであることがわかる。そして程道慧と慧達は共に過去世(前世)の機縁(福縁)があるという描写が類似している。また、責め苦の描写については、石長和も程道慧も、共に、地獄に來たことが間違いだつたとして責め苦を受けずに済む。この点についても、間違ひであるとして責め苦を受けなかつた僧規と近いとみて良いだろう。更に、程道慧の説話内では亡者達が責め苦を受けている様子が描かれているが、程道慧の説話に、「そのほか実地に見たことは、趙泰や屑荷の話とおおよそ同じ」であると書かれている。入矢氏は、「屑荷」の箇所について、「後者は薩荷の話である」としている。<sup>(著者)</sup>なお、薩荷とは慧達のことである。そこで、『冥

祥記』の趙泰の説話に責め苦がどのように描かれているかを確認していくこととする。

#### e 趙泰

鐵床銅柱。燒之洞然。驅迫此人、抱臥其上、赴即焦爛、尋復還生。或炎爐巨鑊、焚煮罪人、身首碎墜、隨沸翻轉。有鬼持叉、倚于其側。(以下略)

このように、趙泰の説話には銅の柱を抱かせる責め苦や、叉を持つ鬼がいて、鑊で煮立てられるといった責め苦の描写がみられる。これらは慧達の説話と類似していると共に『日本靈異記』下巻第二十二縁と第二十三縁の責め苦の描写にも似ている。『冥祥記』の中に描かれている地獄の責め苦の描写は、『日本靈異記』の下巻第二十二縁と第二十三縁にもみられる。よつて、『冥祥記』の僧規や慧達の説話と同様に、石長和や程道慧の説話もまた、仏道に励む度合いや責め苦の描写が『日本靈異記』の下巻第二十二縁と第二十三縁の説話と類似していることがわかるだろう。

そして、石長和も程道慧も、共に、仏弟子は平らな道を、それ以外の亡者は仏弟子が通る道の両脇にある鋭く尖つた棘刺の上を苦勞して歩いていくという描写がみられることから、仏弟子か否かによつて進むべき道が異なるという性質があるとして良いだろう。善という存在である仏弟子が

真ん中の道を進み、仏弟子ではない亡者が悪として両脇を進むことから、進む道が三叉に分かれる構造になっていると捉えることができるのである。石長和と程道慧の説話において、仏弟子が歩く道を真ん中として、地獄へ赴く過程に進む道が仏弟子か否かによって三叉に分けられているという描写が、『日本霊異記』の下巻第二十二縁と二十三縁の「三つの衢」のどの道を進むのか、信仰の軽重によって決まる性質と類似しているように思われる。

以上のことから、『日本霊異記』における「三つの衢」は、それぞれ出家をした僧が進む道、仏教を信仰している在家者が進む道、その他の仏教を信仰していない者が進む道という三叉の構造になっていると捉えることができる。「三つの衢」の内、広く平らな上等な道は出家をした僧が、草が少し生えている中等な道は仏教を信仰している在家者が、藪で塞がっている下等な道は仏教を信仰していないその他の者が進むことになるのである。また、『冥祥記』の石長和と程道慧の説話にみられない中等の道は、僧にならなくとも在家者として仏教を信仰することによって生じる救いがあることを示すための描写であると考えた。『日本霊異記』は日本で初めての仏教説話集であるため、どのようにして民衆に仏教の教えを広めるかと考えたときに、出家するか否かに関わらず、仏教をどのような形であれ信仰することで報われるということを示すために生み出された

のが、「三つの衢」なのではないだろうか。

#### 四、まとめ

『日本霊異記』の下巻第二十二縁と第二十三縁にみられる「三つの衢」の中の異なった三種類の道について考察するにあたり、まず『日本霊異記』の「衢」には一般的な道路としての役割だけでなく、特別な意味合いを含んでいることを提示した。

また、『冥祥記』の僧規と慧達の「冥界での進むべき道を指示する武人」と「三岐路」の描写が『日本霊異記』の「三つの衢」と関連しているという先行研究での指摘を踏まえて考察し、「三つの衢」の三種類の道が下巻第二十二縁と第二十三縁において異なっているのは、仏道に励む度合いや責め苦の描写の違いから生じているということがわかった。そこから『日本霊異記』と『冥祥記』の世界の近似性が読み取れるだろう。

そして、『冥祥記』の石長和と程道慧の説話において、仏弟子は平らな道を進み、それ以外の亡者は仏弟子が通る道の両脇にある鋭く尖った棘刺の上を苦労して歩いていくという描写から、仏弟子である石長和や程道慧が善として真ん中の道を進み、仏弟子ではない亡者達が悪として両脇の道を進んでいく三叉の構造があることに着目した。その三叉の構造が、『日本霊異記』の「三つの衢」の三種類の

道の描写において、広く平らな上等な道は出家をした僧が、草が少し生えている中等な道は仏教を信仰している在家者が、藪で塞がっている下等な道は仏教を信仰していないその他の者が進んでいくという構造に変化したと考えることができるだろう。地獄に赴く過程において、「三つの衢」の中で進むべき道が下巻第二十二縁と第二十三縁で異なっているのは、仏教を信仰するという行為自体が救いになるということを示すための変化だと捉えることができるのではないだろうか。

【注】

(注一) 諸橋轍次『大漢和辞典』縮寫版巻十、大修館書店、一九五八年四月。

(注二) 『日本霊異記』の本文引用は中田祝夫『日本霊異記』(新編日本古典文学全集10、小学館、一九九五年九月)に拠った。なお、傍線部等は私に付したものである。

(注三) 『日本書紀』の本文引用は小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守『日本書紀①』(新編日本古典文学全集2、小学館、一九九四年四月)に拠った。

(注四) 『万葉集』の本文引用は小島憲之・木下正俊・東野治之『万葉集③』(新編日本古典文学全集8、小学

館、一九九五年十二月)及び、小島憲之・木下正俊・東野治之『万葉集④』(新編日本古典文学全集9、小学館、一九九六年八月)に拠った。

(注五) 松浦貞俊『日本國現報善惡靈異記註釋』大東文化大学東洋研究所叢書9、大東文化大学東洋研究所、一九七三年六月。

(注六) 出雲路修『日本霊異記』新日本古典文学大系30、岩波書店、一九九六年十二月。

(注七) 小泉道『日本霊異記』新潮日本古典集成67、新潮社、一九八四年十二月。なお、中田氏の注釈書は(注二)『新編日本古典文学全集』より。

(注八) 出雲路修『よみがへり』考―日本霊異記説話の世界―(『国語国文』四九・二二、一九八〇年十二月)のちに『説話集の世界』(岩波書店、一九八八年)所収。

(注九) 『冥祥記』の本文の引用は釋道世『法苑珠林校注』(中國佛敎典籍選刊(全六册)、中華書局出版、二〇〇三年十二月)に拠り、入矢義高編訳『仏敎文学集』(中國古典文学大系60、平凡社、一九七五年二月)を参照した。引用は読みやすさに配慮し私に改めた部分がある。なお、傍線部等は私に付したものである。

(注十) (注九)『仏敎文学集』に同じ。

【付記】

本稿は、二〇一八年十一月二〇日に行われた「大東文化  
大学大学院文学研究科日本文学専攻院生研究発表会」（於  
大東文化大学）で発表した内容に加筆修正したものである。  
当日ご教示いただいた方々に厚く御礼申し上げます。